

調整給付（定額減税）

よくあるご質問

Q 「支給のお知らせ」という通知が届いたが、受取口座に見覚えがない／すでに使えなくなってしまった。どうしたらいいですか？

A 「支給のお知らせ」に記載の口座は、マイナンバーカードに登録されている「公金受取口座」を参照しております。そのため、覚えのない口座、あるいはすでに使用できなくなっている口座が記載されている場合は、下記のお手続きをお願いします。

1. 今回の給付金の振込を希望される口座を、「支給口座登録等の届出書」の提出をもってご報告ください。
2. マイナンバーカードの公金受取口座の変更のお手続きをとってください。（なお、公金受取口座の変更手続きは、給付金担当ではお受けできません。こちらについては、マイナポータルからご自身で変更を行っていただく必要があります。やり方が分からぬ場合には、[市のホームページ](https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/13/1486.html) (<https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/13/1486.html>) をご確認ください。

Q 調整給付を受け取ったら、定額減税に影響があるの？

A 調整給付の受給がご本人あるいは扶養者の方の定額減税に影響を与えることはありません。また、確定申告についても今回の「令和6年推計所得税額」は影響しません。あくまでも通常通りに確定申告を行っていただいた結果、「令和6年度推計所得税額」と「実際の令和6年度所得税額」がどのような関係になるかによって、下図のように場合分けされます。

令和6年分の確定申告をした際に…

➤ 令和6年度推計所得税額 = 令和6年度所得税額 なら、
『想定通りに定額減税による恩恵を受けられた』ことになります。この場合、調整給付の支給額に過不足が出ないため、この時点で「給付金・定額減税一体措置」が完了します。

➤ 令和6年度推計所得税額 < 令和6年度所得税額 なら、
『想定以上に定額減税の恩恵を受けられた』ことになります。この場合、定額減税と調整給付を合わせると4万円（一人当たり）以上のプラスになりますが、超過分について返還は求めません。

➤ 令和6年度推計所得税額 > 令和6年度所得税額 なら、
『想定よりも定額減税で恩恵を受けられなかった』ことになります。この場合、現金で給付するべき金額が想定よりも多かったことになるため、令和7年度に『不足額給付』が支給されます。

よくあるご質問

Q

調整給付の通知に記載されている「定額減税可能額(扶養人数)」が、私が思う金額(人数)と違います。どうしたらいいですか?

A

調整給付における「定額減税可能額」は、課税課にて決定された扶養人数等のデータを活用しております。この決定は令和5年(R5.1.1～R5.12.31)分の皆様の確定申告や年末調整などの申告をもとにしているため、まずは令和5年の確定申告や年末調整が、ご自身の認識と相違がないかを御確認下さい。

- 確定申告や年末調整が認識通りだった場合は、一度給付金担当にてお話を伺い、担当課への確認を行った上で御連絡させていただきます。確認にはお時間をいただく場合もございますが、ご了承ください。
- なお、確定申告・年末調整の際の扶養人数の申告について、修正する必要があった場合には、市役所1階15A窓口(課税課市民税係)にて修正申告のお手続きをお願いいたします。修正申告に伴うその後の流れについては下記のとおりです。

1. 課税課市民税係で修正申告を行う(できるだけ早く)

扶養人数の修正を申告します。市役所1階15Aの窓口に、本人確認書類を持参のうえご来庁ください。
令和6年度分住民税の定額減税可能額が増える場合、住民税の減額がある場合があります。

2. 令和6年分の確定申告・年末調整を行う(令和6年、年末～翌3月頃まで)

令和6年分所得税が確定します。このとき、16歳未満のお子さんについても必ず扶養として申告してください。所得税の定額減税可能額に影響します。

3. 定額減税・調整給付の合計と、修正後の定額減税可能額を比較して、足りない分が『令和7年度の不足額給付』にて支払われる(令和7年夏ごろ)(原則申請不要(予定))

令和6年分の住民税・所得税が確定し、そのうちいくらが減税できたかが判明します。加えて、令和6年度の調整給付で支給された額も分かるため、『(減税された額)+(調整給付額)』が『定額減税可能額』よりも少ない場合、『不足額給付』にてその差額が支払われます。

- 以上のお手続きによって正しい「定額減税可能額」分の経済的支援が受けられることになります。

Q

確認書を提出してから振込まではどのくらいかかりますか?

A

通常3週間ほどで振り込みますが、書類に不備等があった場合についてはこの限りではありません。